

企業行動研究部会議事録（第 249 回）

日 時： 平成 29 年 5 月 8 日(月) 18:00-20:00

場 所： 中央大学駿河台記念館 3 階 350 号室

出席者： (18 名 **出席者のリストが現在手元がないため後日追記する**
敬称略)

1. 連絡事項

勝田部長より開会が宣せられ第 154 回理事会に関する報告を河口例会幹事に促した。
4 月 22 日開催の第 154 回理事会審議概要が報告確認された。

2. 第 1 テーマ：企業倫理と人材マネジメント（本橋潤子）

本橋氏より、表題の件につき報告が行われ質疑応答が行われた。

<報告骨子>

1. 問題意識 - 「組織の中の人」への着目
2. 人的資源管理（HRM）論の生成と人間観 - 人間観の変遷とその「問題」
3. 日本型の経営・人材マネジメント - ステイクホルダーとしての従業員とその可能性
4. 倫理性・ステイクホルダー意識と「働きがい」 - 2つのアプローチ
5. まとめ

<意見交換>

- ・非常に興味深く拝聴した。付度という言葉が最近多く出ているが、そういう立場で見直してみると興味深いがどう考えるか
⇒一つはグローバル化という背景があり、明示的に語らないと伝わらない時代になりつつあると思う。非正規社員は3年程度で変化し付度というような概念が通じなくなっていると思う。
- ・1993 年米国量刑ガイドラインが上院から出てきて決まったが、日本はこれをまねようとすらしなかった。ここが最大の問題であり、日本はどのようにしたかが問題ではないか。
- ・スライド 11 に Abegglen のことが記載されている、50 年以上前のことだが、いまだにこの議論から出ていないと感じているが、本質的には日本的経営と米国的経営のヒューマンリソースマネジメントは本質的には変わらないように思う。
- ・今の管理は、ヒューマンリソースマネジメントからヒューマンライツマネジメントという切り口に移るべきかと思うがいかがか。
- ・今研究の真っ最中で指導教授とのやり取りも大変な時期とお察しする。以下を考えてはどうかと思う。企業倫理という言葉や概念のフレームワークを外し、あまりにも抽象化された概念とあまりにも抽象化されたステイクホルダーの概念から、オーガナイズビヘイビアの考え方に移ってはどうか。企業の何を学習されたいかを明確にされてはどうか。
- ・修士課程ですでに企業倫理は書かれており、次の博士課程というところにウエイトをおいてはどうかということ。
- ・全体で従業員の定義を先に行うこともあるのではないか。
- ・正規、非正規の日本型経営の観点から離れた観点での変化の中での記述も視野に入れてはどうかと

思う。中堅中小は中途採用が多く、大手の雇用形態とはすでに異なっている。いわゆる働き方改革というような概念から離れることもあるか。

- ・自分は社員ではなく従業員という概念で考え方をまとめているが、日本人は人件費を変動費とするべきなのに固定費とする経営をしていると指摘されるという風潮が出来、日本的な良さがどんどん消えている。例えば日本電産や味の素などでも人材ではなく人財と表記している。人を大事にする経営を如何に見せるかということを感じとして述べたい。

以下略

3. 第2テーマ：カルテル行為に対しアメリカが抱くイデオロギー（古山部会員）

古山部会員より、前月の佐久間部会員報告、日本企業のリスクについての特に国際談合について語られたことから、今回の発表に至ったことが説明された。

<報告骨子>

1. 「国際談合」とは、具体的にはアメリカにおいて日本企業経営者が「シャーマン反トラスト法」(Sherman Antitrust Act) 違反の嫌疑で起訴 (indict) され、裁判の結果有罪判決を受け、刑に服した事例を指していると考えられる。
2. 米国司法省 (Department of Justice) のウェブ・サイトについて
3. 日本企業だけが、Sherman Antitrust Act 違反捜査の目の敵にされているのであろうか。
4. Sherman Antitrust Act は、1890 年上下両院で可決され、Benjamin Harrison 大統領の下で発布された連邦法で、典型的な経済法の一つである。
5. 価格の公正性という概念に、理論的根拠を提供しているのは云うまでもなく経済学である。
6. 市場価格協定は犯罪的行為であると断定する場合、価格協定には二種類あるとされる。一つは horizontal price fixing で、他は vertical price fixing である。

※これに関連し Alan Greenspan が 1961 年 9 月 25 日 Cleveland で行われた Antitrust

Seminar of the National Association of Business Economists で発表した論文の要旨。論文は、Rand, Ayn Capitalism, the Unknown Ideal (1967:pp.63-72)に収録されていることが紹介された。

※またグリーンズパンはこれを悪法であるとの評価をしていることが紹介された。

<意見交換> (文中の S トラスト・・・はシャーマン・トラスト法)

- ・ 2P の表はどこからとられたのか。⇒NET からとった論文から引いたもの。
- ・ いくつか疑問点がある。例えば米国企業の談合に絡むケースの多くは日本企業の米国ブランチ系の企業だという認識がただしいのではないか。DOJ もそこを狙い撃ちしているのが実態。
- ・ 米国企業が多くかかわっているという記載は誤りだと思う。
- ・ 1996 年から 2005 年には米国企業もこの法で裁かれており、日本企業をターゲットとしているとの主張は必ずしも正しくないということをこの論文は語っていることを紹介したもの。
- ・ 自身が言いたかったことは、S トラスト法は誤った法律だとグリーンズパンも言っていることを紹介したかったことが真意である。
- ・ S トラスト法は悪法だと言われているがそれでも法は法であり、日本企業が狙われていることは事実である。
- ・ 日本の独禁法は、S トラスト法をまねて作ったが、日本には従来から、親子などの関係の中で話し合いで進めて行く風潮があり、その部分が米国には理解されなかったものと思う。

- ・米国企業は個人の責任を徹底しているため、個人社員が談合などを行うことはあり得ない。
- ・バーチカルとホリゾンタルが存在している。
- ・米国自身が、この法律により海運事業が姿を消すこととなった。
- ・ロックフェラーが、トラスト法で弱体化していった。今度は法を守って世界一に返り咲こうとしたことが有名。
- ・日本企業が一番捕まる、したがって弁護士が教えてくれたためこれは守るべきと認識すべき。
- ・この法を守ることは必ずしも倫理的事とは関係ないのでは？
- ・それは必ずしも正しくない。

以下略

4. その他

勝田部会長より、閉会が宣言された。

(文責：河口)

議事録送付先(敬称略)：

[部会員]：朝倉、荒川、安藤、石川、井上(真)、井上、岩倉、上原、遠藤(淳)、遠藤(梨)、大泉、大島、岡田(佳)、勝田、加藤、河口、川村、北川、木下、熊本、栗栖、桑山、小池、西藤、斉藤、佐久間、櫻井、佐藤、柴柳、鈴木(啓)、瀬名、潜道、高橋、武谷、田村、出口、徳山、中島、永井、那須、西井、西村、野瀬、野田、比賀江、樋口、肥後、菱山、平塚、古谷、古山、前原、増岡、増澤、増淵、松尾、松本、丸山、水島、水野、峰内、宮川、宮澤、山口、山中、山本、横館、吉村

[学会本部]：梅津会長、水尾副会長、高橋前会長、内田事務長